

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度における対応について（答申）

番号	項目	関連条文		概要	検討内容	審査会の結論
		改正法	現条例			
1	行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報の追加 （任意規定事項）	60条 3項	情報公開 条例 7条1項	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。 行政機関にあっては、積極的な情報の利活用を図ることを目的として、これを有償で民間事業者等に提供することが義務付けられている。 匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、匿名加工情報に関連した非開示情報の追加を検討 (情報公開法第5条第1項第1号—2に同様の規定あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等匿名加工情報に関連した情報について、情報公開条例の非開示情報に追加が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報は、改正法において提供の仕組みが設けられており、他の手続により提供されることがないようにする必要がある。 また、匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等又は個人識別符号については、公にすると匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがある。 行政機関情報公開法の規定、国が示す条文イメージと同様、匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等又は個人識別符号を非開示情報に追加することが望ましい。
2	審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加 （任意規定事項）	—	情報公開 条例 29条	<ul style="list-style-type: none"> 法改正後の個人情報保護審議会には、行政不服審査法（以下「行服法」という。）の調査審議の手続に関する規定が適用されることとなる。 行服法78条は、審査請求人等に審議会に提出された資料等について、閲覧又は写しの交付を請求する権利を認めているところ、写しの交付に係る費用及びその費用の減免についても併せて規定されている。 情報公開条例には、閲覧等請求の規定は定められているもの、費用負担及び減免に係る規定は置かれておらず、個人情報の開示請求等に係る審査請求手続と整合を図るため、当該規定の追加を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査会への提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加を行うか。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開審査会と個人情報保護審議会の間で調査審議の手続に相違がある場合、審査請求人に混乱を招くおそれがある。 両条例に基づく手続の整合を図るためにも、情報公開条例に審査会への提出資料の写しの交付に係る負担額及び負担額の減免に係る規定を追加することが望ましい。なお、写しの交付に係る費用については、審議会における額と同額が望ましい。